開議

〇鈴木富美子議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。 よって、ただいまの出席議員は定足数に達し ております。

なお、飯澤常雄代表監査委員から欠席させて ほしい旨の届出がありましたので、ご報告いた します。

ここで、本日の本会議運営について、議会運 営委員会の報告を求めます。

平 進介議会運営委員長。

(平 進介議会運営委員長登壇)

〇平 進介議会運営委員長 おはようございます。 本日の本会議運営について、先ほど議会運営 委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、8日の本会議において、各常任委員 会及び予算特別委員会に付託されました議案の 審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員 会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、 表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申 し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般 議案2件、予算議案1件、人事案件19件、議会 案2件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の 表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、 全員による審議を諮っていただき、決定後、提 案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申合せにのっと り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに 表決することといたします。 以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○鈴木富美子議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております 議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第40号 長井市遊びと学びの交流施設条例の一部を改正する条例の制定について外6件

○鈴木富美子議長 日程第1、議案第40号 長井 市遊びと学びの交流施設条例の一部を改正する 条例の制定についてから日程第7、議案第43号 令和5年度長井市介護保険特別会計補正予算第 1号の7件を一括議題といたします。

総務常任委員会審查報告

〇鈴木富美子議長 初めに、総務常任委員会の審 査の報告を求めます。

鈴木一則総務常任委員長。

(鈴木一則総務常任委員長登壇)

○鈴木一則総務常任委員長 令和5年6月市議会 定例会において、総務常任委員会に付託になり ました議案1件について、審査いたしました経 過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月19日 に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出 席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第40号 長井市遊びと学びの 交流施設条例の一部を改正する条例の制定につ いて申し上げます。

本案は、長井市遊びと学びの交流施設の住居

番号設置に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、本町一丁目1番の 街区の範囲はとの質疑がなされ、地域づくり推 進課長からは、くるんとの建物と駐車場で、南 側は協同薬品工業株式会社に接しているとの答 弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました 案件審査の報告を終わります。

○鈴木富美子議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

それでは、日程第1、議案第40号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

まず、日程第1、議案第40号 長井市遊びと 学びの交流施設条例の一部を改正する条例の制 定についての1件について、総務委員長の報告 は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、総務委員長報告のと おり決定いたしました。

厚生常任委員会審查報告

〇鈴木富美子議長 次に、厚生常任委員会の審査 の報告を求めます。

鈴木 裕厚生常任委員長。

(鈴木 裕厚生常任委員長登壇)

○鈴木 裕厚生常任委員長 令和5年6月市議会 定例会において、厚生常任委員会に付託になり ました議案1件について、審査をいたしました 経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月21日 に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出 席を求め審査いたしております。

それでは、議案第41号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定について申 し上げます。

本案は、長井市すみれ学園で放課後等デイサービス事業及び障害児相談支援事業を行うに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、すみれ学園が多機 能型事業所となることでどのような事業ができ るようになるのかとの質疑がなされ、子育て推 進課長からは、これまでの児童発達支援事業の ほか、放課後等デイサービス事業を行うとの答 弁を受けたところであります。

また、委員からは、それぞれの利用者と職員の人数は何人かとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、児童発達支援の利用者が7人から8人、放課後等デイサービスの利用者が3人から4人を想定している。職員は全体で8人で、支援内容で担当を分けず、利用者の状況により柔軟に対応するとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、1日の定員は10人とのことだが、それ以上の人が登録している場合の利用方法はどうなるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、登録は何人でも可能だが、他施設と併用する人もおり、1日に預かることができる人数を原則10人としているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、放課後等デイサービスの 平日及び長期休業中の体制はどのようになるの